

〔暴力団等排除に関する特約条項〕

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 受注者又は受託者は、東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づく排除措置対象者であることが判明した場合は、催告なくこの契約を解除されても異議を申し立てることができない。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできない。

2 受注者又は受託者は、前項に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払う。

（下請負又は再委託の禁止等）

第2条 受注者又は受託者は、措置要綱に基づく排除措置対象者又は発注者又は委託者の指名競争入札参加資格を有する者以外の者で、発注者又は委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）、又は東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合は、下請負人（二次下請以降のすべての下請負人を含む。）又は再受託者（二次受託以降の全ての受託者を含む。）とすることはできない。

2 受注者又は受託者は、排除要請者又は排除措置対象者を下請負人又は再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該契約解除の求めに応じなければならない。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、発注者又は委託者は受注者又は受託者に対し、発注者又は委託者との契約を解除することができる。

3 前項に定めるところにより契約解除があった場合は、受注者又は受託者は、一切の責任を負う。

（不当介入に関する通報報告）

第3条 受注者又は受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく発注者又は委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、受注者又は受託者は、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を発注者又は委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告

書を発注者又は委託者及び管轄警察署に提出する。

- 3 受注者又は受託者は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該下請負人等を指導する。
- 4 受注者又は受託者は、暴力団等から不当介入を受けた場合において、正当な理由がなく発注者又は委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、発注者又は委託者の契約から排除する措置を講じられても異議を申し立てることができない。